

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()
----------------------------	--------	-----	-----

試験研究費の総額に係る当期控除額又は中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額の計算				
各連結法人における試験研究費の額	1	円	各連結法人における特別試験研究費対象金額 (9)×(4)	5
各連結法人の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		各連結法人における差引試験研究費の額 (1)－(5)	6
当期税額控除額 (別表六の二(三)「15」)	3		各連結法人の差引試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(6)の合計)	7
特別試験研究費対象割合 (別表六の二(三)「18」) (別表六の二(三)「16」)	4		試験研究費の総額に係る当期控除額又は中小連結法人の試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 $(3) \times \frac{(6)}{(7)}$	8
特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額の計算				
各連結法人における特別試験研究費の額 (19の計)	9	円	(12)のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る当期税額控除額 (12)と別表六の二(三)「20」のうち少ない金額)	13
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	10		税額控除割合が30%である試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $(13) \times \frac{(20)}{(11)}$	14
各連結法人の税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(20)の合計)	11		同上以外の試験研究に係る当期控除額の個別帰属額 $((12) - (13)) \times \frac{(9) - (20)}{(10) - (11)}$	15
当期税額控除額 (別表六の二(三)「26」)	12		特別試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (14) + (15)	16
特別試験研究費の額の明細				
措法第68条の9第3項各号の該当号	特別試験研究の内容		特別試験研究費の額	
17	18		19	
第1号・第2号			円	
第1号・第2号				
計				
同上のうち(17)が第1号である特別試験研究に係る特別試験研究費の額			20	

別表六の二（三） 附表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第1項から第3項まで《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。